

令和6年9月吉日

一般社団法人情報サービス産業協会
副会長・専務理事 宮本 武史 様

経 済 産 業 省
製造産業局生活製品課

特定技能制度（繊維工業）における勤怠管理の電子化要件を満たすシステムの登録依頼について

日頃より経済産業行政への御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和6年3月29日に当課が所管する繊維工業が特定技能制度における特定産業分野「工業製品製造業分野」の対象業種に追加されることが閣議決定されました。しかしながら、繊維工業は技能実習制度において賃金の支払いに関する違反が多いことから、適正な取引を推進するため、特定技能制度の利用に際して追加要件が設定されることとなりました。

この追加要件のひとつに勤怠管理の電子化があり、特定技能外国人を受け入れる各事業所は、経済産業省ホームページ等に公表される以下の要件を満たす勤怠管理システムを導入する必要があります。

つきましては、貴会の会員企業や関係団体に対して、下記の要件を満たす製品を経済産業省ホームページの専用登録フォームから、9月17日までに登録していただくよう周知をお願いいたします。

登録いただきました製品につきましては、随時、経済産業省ホームページに掲載させていただく予定ですので、お手数をおかけいたしますがご協力よろしくお願い申し上げます。

記

1. 電子的に出退勤を記録できること。
※ICカード、指紋、顔など、代理出勤が不可能な仕組みのみならず、職場設置の一台のタブレットで自分の名前をタップすることで出退勤を記録する仕組みでも可とする。
2. 手作業を介さずにPCやクラウド等に打刻データが送信されること。（紙からPCへの転記は不可）
※CSV形式はエクセルを使用することで容易に改ざんできるため、不可。
3. タイムカードで打刻の場合は上記2の対応が可能となっていること。
4. 打刻時間を修正できるのは原則本人のみ（本人の同意があれば管理者による修正も可）とすること。
5. 打刻時間を修正する場合、実際の打刻時間と修正した打刻時間の両方を確認することができること。

【専用登録フォーム URL】

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/seikatuseihin/seni-kintaikanri>

以上

【問い合わせ先】

経済産業省製造産業局生活製品課 篠原、須賀

E-mail : bz1-seni-kintaikanri@meti.go.jp

※お電話での対応はできませんのでご注意ください